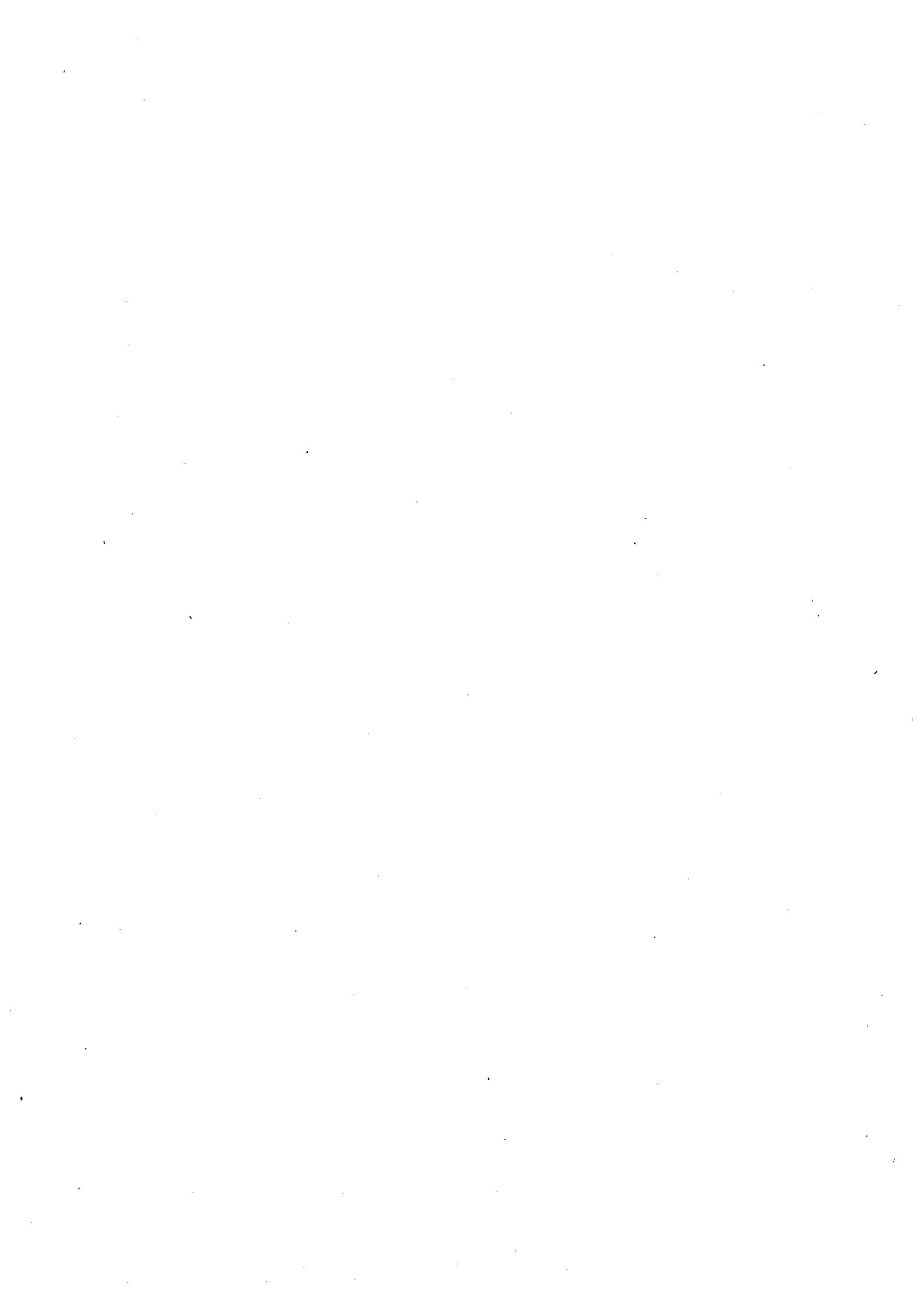


令和3年度 第3回兵庫県スポーツ推進審議会

と き : 令和4年3月7日(月) 13:00~14:30
と ころ : 兵庫県民会館 「鶴」会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員・幹事紹介
- 3 署名委員の指名
- 4 前回議事録の報告
- 5 報告事項
 - (1) 第2期兵庫県スポーツ推進計画について(別冊1)
 - (2) 第2期兵庫県スポーツ推進計画 実施計画(素案)について(別冊2)
 - (3) 令和4年度の事業概要について
スポーツ振興課
WMG2021 推進課
体育保健課
ユニバーサル推進課
- 6 審議事項
 - (1) 「令和4年度スポーツ振興団体交付補助金」について
- 7 閉会



スポーツ推進審議会委員

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日)

	分野	氏名	(所属・役職名)	出欠
1	スポーツ社会学	山口 泰雄	神戸大学大学院名誉教授 流通科学大学特任教授	○
2	スポーツ科学	長ヶ原 誠	神戸大学大学院教授	欠
3	食育・栄養学	平野 直美	神戸女子短期大学教授	○
4	子ども発達学	倉 真智子	神戸松蔭女子学院大学教授	○
5	医科学	吉矢 晋一	西宮回生病院整形外科センター顧問	○
6	コーチ学	鳩木千加子	甲南大学教授	○
7	スポーツ 関係団体	尾山 基	(公財)兵庫県体育協会副会長	欠
8		恒木 克仁	兵庫県スポーツ推進委員会会長	○
9	競技種目団体	小林 芳子	日本スケート連盟強化副部長	○
10	障害者スポーツ全般	三上 善子	兵庫県障害者スポーツ指導者協議会理事	○
11	高等学校 スポーツ関係	山根 尚	県高等学校体育連盟副会長	○
12	中学校 スポーツ関係	角南 寛	県中学校体育連盟会長	○
13	報道	陳 友昱	神戸新聞社運動部長	○
14	公募委員	榎並 由美	ひょうご女性スポーツの会副幹事長	○
15		石角 洋子	保護者(スポーツ指導者)	○

兵庫県スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 4 月 1 日
条例第 21 号

改正 平成 20 年 3 月 24 日条例第 30 号 平成 23 年 10 月 7 日条例第 41 号

兵庫県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

兵庫県スポーツ推進審議会条例
題名改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。) 第 31 条の規定に基づき、
兵庫県スポーツ推進審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

全部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項の規定によるスポーツ推進計画の策定に関する事項
- (2) 法第 35 条の規定によるスポーツ団体に対する補助金の交付に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

追加〔平成 23 年条例 41 号〕

(定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

一部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 2 附属機関設置条例 (昭和 36 年兵庫県条例第 20 号) の一部を次のように改正する。
第 2 条の表に次のように加える。

スポーツ推進審議会	スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) によるスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
-----------	---

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 35 年兵庫県条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 41 号から第 42 号の 2 までを次のように改める。

(41) から (42) の 2 まで 削除

第 1 条第 77 号の次に次の 1 号を加える。

(77) の 2 スポーツ推進審議会

別表第 1 スポーツ振興審議会の項を削り、同表人と自然の博物館協議会の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	委員	日額	12,500 円
-----------	----	----	----------

別表第 2 スポーツ振興審議会の委員の項を削り、同表人と自然の博物館協議会の委員の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
--------------	-----------------------

兵庫県スポーツ推進審議会規則

昭和37年4月1日
教育委員会規則第7号

改正 昭和40年6月1日教育委員会規則第9号 昭和42年8月18日教育委員会規則第10号
昭和47年4月1日教育委員会規則第26号 昭和58年4月1日教育委員会規則第9号
平成23年10月7日教育委員会規則第12号

兵庫県スポーツ振興審議会規則をここに公布する。

兵庫県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県スポーツ推進審議会条例(昭和37年兵庫県条例第21号)第5条に基づき、兵庫県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長の任期は、委員としての任期とする。

(会長の職務及びその代理)

第3条 会長は、審議会の会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、在任委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

(幹事)

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、兵庫県教育委員会事務局職員又は関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受け調査審議について委員を助ける。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年6月1日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年8月18日教育委員会規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年8月18日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日教育委員会規則第26号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日教育委員会規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月7日教育委員会規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に兵庫県スポーツ振興審議会の委員に委嘱されている者は、兵庫県スポーツ推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、兵庫県スポーツ振興審議会の委員として委嘱された日から起算する。

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

3 兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

令和3年度第2回兵庫県スポーツ推進審議会 議事録(案)

- 1 期日・場所 令和3年12月23日(木) 10:00~11:30
兵庫県庁3号館10F 教育委員会室
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
- 2 出席者
(委員12名) 山口委員 長ヶ原委員 平野委員(WEB) 倉委員
鳩木委員 尾山委員 恒木委員 三上委員
角南委員 陳委員 榎並委員 石角委員
- 欠席：吉矢委員 小林委員 山根委員
- (策定委員会部会長) 増田部会長(障害者スポーツ部会)
- (関係幹事4名) 中井幹事 北中幹事 榊幹事 田中幹事
- (陪席3名) 藤原兵庫県体育協会事務局長
織邊スポーツ振興課参事
田村スポーツ振興課参事
- (教育委員会) 西上教育長
- (事務局) 岡本副課長 金田主幹
鶴野指導主事 東郷指導主事 入田指導主事
橋口事務職員
- 3 開会
- 4 あいさつ 西上教育長
- 5 委員・幹事紹介
- 6 署名委員の指名 署名委員は、恒木委員、陳委員に決定
- 7 前回議事録の報告
令和3年度第1回兵庫県スポーツ推進審議会の審議事項(第2期兵庫県スポーツ推進計画諮問、現行計画の総括、県民スポーツ意識調査結果)と報告事項(令和3年度の事業概要について)の議事録について事務局より説明し、承認を受けた。
- 8 審議事項
第2期兵庫県スポーツ推進計画(答申)
(1) 策定委員会及び部会における協議内容について
事務局より4回開催された策定委員会・部会について説明を行った。
(2) 第2期兵庫県スポーツ推進計画(案)について
事務局より計画概要と計画本文について説明を行った。

(3) 各部会での協議のポイント等について

子ども・ユーススポーツ、生涯スポーツについては長ヶ原部会長より説明し、競技スポーツについては鶴木部会長より説明し、障害者スポーツについては増田部会長から説明を行った。

(4) パブリック・コメントの内容と対応について

事務局より12月に実施したパブリック・コメントにおいて、県民から寄せられた21件の意見とその対応について説明を行った。

(5) 答申

山口会長より答申について総括説明を行い、委員の承認を受けた。その後、西上教育長へ「答申」を手渡した。

9 その他

(1) 策定までの今後のスケジュールについて

事務局より今後の策定までのスケジュールの説明を行った。

(2) 基本理念にむけた方策等について

各委員から意見を求め、今後の方向性について検討した。

■ 委員の主な意見及び事務局の説明

審議事項

＜第2期兵庫県スポーツ推進計画（答申）各部会での協議のポイント等について＞

【長ヶ原委員】

- 子どもが非常に重要なので、幼児期、児童期、青年期までを含めた子ども・ユーススポーツを別枠で設定した。また、成人を対象とした生涯スポーツの2本立てで協議を進めた。

子ども・ユーススポーツの推進としては、「運動・スポーツなど体を動かすことが好きな子どもの増加をめざす」ことを主な施策目標として掲げた。

施策としては、最初の「(1) 運動・スポーツが好きになる機会を創出していく」では、幼児期からの運動遊びを通じて、運動習慣づくりを推進する。

諮問にある「地域スポーツ環境の整備」については(2) 発育・発達段階に対応したスポーツ環境の整備において対応する。また、運動部活動については、運動種目の特性を踏まえ、科学的知見を活用し、心身の健康管理や事故防止に努めていくとともに体罰やハラスメント防止に向けた具体的施策を行うこととした。

次にファミリースポーツを掲げ、諮問にある「アーバンスポーツについて」は、子ども・ユーススポーツの推進において取り組む。

生涯スポーツの推進において、多様なニーズを踏まえた気軽に参画できる運動・スポーツ環境づくりの推進とビジネスパーソンや女性を対象にした参画促進を推進する。

「みる」スポーツについては、生涯スポーツの楽しみ方の一つとして捉え、次世代通信技術を活用し、スポーツ観戦や実施形態の新しいスポーツ機会を創出について検証する。

「ささえる」スポーツの大規模大会やスポーツイベントにおいて、大学やスポーツボランティア団体の連携を促進しながら、「ささえる」スポーツへの参画人口増加につなげる。

総合型地域スポーツクラブの質的充実には、諮問にある「地域スポーツ環境の整備や総合型地域スポーツクラブの今後のあり方」について、地域のニーズや課題に応じた多目的、多世代、多志向のプログラムの実施を促進することやコンソーシアムを形成していくなどを掲げる。

行政スポーツ団体、大学、民間事業者の連携強化では、国際的・全国的レベルの大会、合宿の招致、イベントを通じたスポーツツーリズムを促進し、地元企業とか大学と地域ス

スポーツの関係者の連携強化により、地域スポーツ環境の充実やスポーツ参画人口の拡大につなげることとした。

【鷗木委員】

- 諮問にある「県全体での競技力向上には、天皇杯8位入賞という目標が引き続き適切であると考えことから」という部分については、政策目標「県民に夢と感動を与えるアスリートを生み出すため、国民体育大会をはじめ国内外の大会で入賞をめざす」とする。

これまでは、国民体育大会でよい成績を収めることで県民に元気を与え、元気な兵庫を発信してきた。今後は、競技力だけではなく、人間性豊かな、多くの県民に夢と感動を与えるアスリートの輩出をめざすことを提案する。

次に諮問にある「次世代アスリートの発掘・育成」について、一貫した指導体制を活用し、ジュニア期からの系統的かつ計画的な選手発掘を推進する。ジュニア期から選手発掘・育成においても、人間性豊かなアスリートであることを大切にする。

諮問にある「トレーニングセンター、アリーナなどの整備の必要性」については、施設を造る膨大な経費と時間をかけるより、あらゆるアスリートのニーズに対応できる体制づくりを強化することで対応する。アスリートの育成と強化環境の整備の中で、医・科学スタッフなど多様な人材を活用した競技別強化拠点の整備を促進する。

トップアスリートが活躍できる場の支援については、県ゆかりの選手が活躍できる環境を整え、地域スポーツへの貢献等の好循環を生み出すこととした。

【増田委員】

- 諮問にある「障害者スポーツの総合的推進体制を整備し、障害者のニーズや意欲に合ったスポーツ機会の充実」が重要であるため、情報発信や一般スポーツの団体・競技者との連携をさらに充実する。

また、特別支援学校の用具の整備等によるスポーツ環境の充実や学校・企業等を障害者スポーツの拠点化することなどを推進する。

諮問にある、eスポーツにおいては、障害者が社会参画できる可能性が十分にあるので検討する。

障害者スポーツの競技力の向上では、一般競技団体と障害者スポーツアスリートや競技団体がネットワークをつくり、発掘・育成を推進する。

障害者スポーツに関わる指導員の育成や養成促進においても、一般競技団体と障害者スポーツのアスリート、または競技団体がネットワークをつくり、発掘・育成を推進する。

障害者スポーツへの理解促進では、諮問にある環境の整備も含めて、関係団体の差別的な扱いを防止し、合理的配慮の取組要請の周知、啓発を促進することとした。

【山口会長】

- 諮問にある「コンプライアンスの徹底」やスポーツ団体の健全・適正な運営確保の徹底については、ガバナンス強化等を各政策目標の中で取り扱う。

また、諮問にある「新たなスポーツスタイル」については、アーバンスポーツを若者や子どものスポーツ参画機会の拡充や、若者のスポーツ離れを解消する手段として捉え、推進する。

また、eスポーツの取扱いについては、障害者スポーツの裾野拡大において、障害者がスポーツに参画する有効な手段の1つとなることから、国の動向を踏まえて検討していくと記載することとした。

意見集約

<基本理念の実現にむけた方策等について>

【尾山委員】

- 県が神戸マラソンの協賛をやめることについては、今後、企業との共催やふるさと税制、クラウドファンディング等の活用など、財務的バックボーンを確保することが重要になる。

2番目はナショナルトレーニングセンターを関西全体で賛同し、誘致する提案を行いたい。

3番目は、eスポーツについては、基本的には体の動きを伴うものと定義づけていくことが良い。

アーバンスポーツについては、広島で行われている世界大会を神戸で開催したい。フランスのモンペリエに本部があるので、またコンタクトしてみたい。

アーバンスポーツの問題点は公園のコンクリートや駅前のスペースで、ブレイクダンス等を行うので、危険に思う。今後の伸びを考えると絶対的に場所が足りないので、安全な場所を指定してはどうか。

【角南委員】

- 部活動について、競技スポーツと学校体育や教育に関わる部活動とは切り離して考える。

まず、部活動については、人間育成の部分が大きい。競技スポーツについては、教員がトップアスリートの発掘する視点は随分と薄い。子どものすばらしい特性や一人一人の個性をしっかりと見極めながら、人材の発掘や育成につなげていくような認識も必要と感じる。

【三上委員】

- 「する、みる、ささえる」スポーツだけでなく、障害者スポーツは「創る」スポーツが必要だと思う。今後は、一つの用具やルールにこだわらず、様々な障害のある人がスポーツを楽しむため、指導者があらゆる面で創造力を発揮しながら、障害がある人もない人も一緒にスポーツができることを意識づけしていくことを提案したい。

【榎並委員】

- 女性のスポーツでは、託児所の整備など、子どもたちと一緒に運動できる環境が重要になる。

ナショナルトレーニングセンターのような大きな施設も大切だが、託児所等を含めた施設ができることを提案していく。

【陳 委員】

- 計画については、すべての分野において網羅されたものができている。

大学生が、兵庫県で競技を続ける形で就職ができない事例がある。また、兵庫県に戻りたいが、他府県で就職する事例もある。県体協も、県で就職できるような体制や取組をしているが、なかなか進んでいない現状がある。

ナショナルトレーニングセンターについては、兵庫県には、公認1種の陸上競技場がた

くさんあるが、気軽に練習できる競技場が少ない。神戸市の王子公園が大学になるので、陸上競技場が1つなくなる。近隣の高校や大学、多くの市民団体が手軽で、身近に利用できる400mのカーブがある練習環境を残していくことも重要である。

また、今後はインクルーシブが重要となる。性別・年齢、障害の有無にかかわらず、スポーツに取り組む機会を充実していくべきである。

【山口会長】

- 神戸商工会議所の中に、神戸スポーツ産業懇話会がある。アスリートと就職のマッチングをテーマで3月初めに開催する。

10 閉会

【署名委員】

恒本克仁

陳 友昱

スポーツ振興課

○ 「躍動する兵庫」の実現

「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、「躍動する兵庫」の実現をめざす

競技・生涯スポーツの推進

(1) **新** **重** 第2期兵庫県スポーツ推進計画（スポーツ振興課）

「第2期兵庫県スポーツ推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、「躍動する兵庫」の実現をめざし、子ども・ユーススポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツの推進に取り組む。

(2) **新** 地域スポーツ活性化支援事業（スポーツ振興課）

1,000千円

県民全体のスポーツ実施率向上を図るため、市町単位でコンソーシアムの設置を促進し、スポーツイベント開催に要する経費を支援する。

- ・ 補助対象 市町で設置されたコンソーシアム
コンソーシアム = 市町内の行政を含む、スポーツ団体、大学、民間事業者など複数の団体から成る共同事業体
- ・ 補助金額 100千円
- ・ 補助率 経費の1/2 ※県：市町＝1：1
- ・ イベント例 親子等でスポーツ体験会、種目別選手権大会 等

(3) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業（スポーツ振興課）2,926千円【勤労者福祉基金】

「スポーツクラブ21ひょうご」（以下SC21）について、スポーツ大会等を通じてクラブの連携を促進するとともに、活動の活性化等と自主自立に向けた取組を支援し、「スポーツ立県ひょうご」の実現に取り組む。

① 推進会議の開催

- ・ 内 容 「スポーツ立県ひょうご」の実現に向けた課題共有・情報交換

② 全県スポーツサミットの開催

- ・ 対 象 SC21代表者、市町体育・スポーツ協会代表者、市町行政代表者、地域スポーツ関係者 等
- ・ 内 容 情報交流、事例発表 等

③ 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト

SC21 が各地域で、だれもが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境づくりを創出

- ・ 大学や企業と連携したスポーツイベント等の開催
- ・ 障害者スポーツと連携したスポーツ教室等の開催
- ・ 親子で行うスポーツ大会やスポーツフェスティバル等の開催

(4) **種** ひょうご女性スポーツの会の活動支援 (スポーツ振興課)

4,500千円

女性のスポーツ環境の向上、女性スポーツ人口の増加をめざし、女性の競技別大会の開催や競技の枠を越えた研修会に取り組むひょうご女性スポーツの会の活動を支援する。

- ① 総会・総合開会式
記念講演及び競技別大会総合開会式の開催
- ② 競技別大会
各競技団体による冠称大会の開催
- ③ 研修会等

(5) **種** 競技スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)

203,185千円

競技団体との連携のもと、兵庫ゆかりの元トップアスリートやプロチーム等を活用した国体選手等の強化や、次世代を担うジュニアアスリートの育成、子どもの運動・スポーツ機会創出等に取り組み、トップアスリート層の拡大を目指す。また、これらの活動を支援する指導者の養成にも取り組む。

(6) **種** 第10回神戸マラソンの開催 (スポーツ振興課)

68,883千円

再延期となった「第10回神戸マラソン」について、新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、安全・安心な大会運営により開催を目指す。

- ・ 開催日 令和4年11月20日(日) (予定)
(11月18日(金)・19日(土)参加者受付及びマラソンEXPO)
- ・ コース スタート(神戸市役所前)～折り返し(明石海峡大橋の西方(垂水区西舞子))
～フィニッシュ(ポートアイランド(市民広場付近))
- ・ テーマ 「感謝と友情」
- ・ 出走者 約2万人

《第9回神戸マラソンの開催結果概要》

- ・ 開催日 令和元年11月17日(日)
- ・ 種目 マラソン
- ・ テーマ 「感謝と友情」
- ・ 開催結果 ①出走者 20,320人
②沿道応援者 約610,000人
③ボランティア 6,851人



(7) **種** スポーツ大会招致事業 (スポーツ振興課)

6,000千円【はばタンスポーツ基金】

質の高い競技や演技を観戦する機会を県民に提供するため、のじぎく国体・大会を契機に設置した「はばタンスポーツ基金」を活用し、全国、国際規模の大会等を招致する。

- ・ 助成対象 (公財)兵庫県体育協会及びJSP0、JOCに加盟する団体が主催または主管する国際大会や全国規模の競技大会等
(アーバンスポーツ(スケートボード、BMX等)を新たに助成対象とする)
- ・ 助成額 会場借上費を基準として規模に応じた定額助成(1大会上限100万円)

(8) 新 第76回全国レクリエーション大会の開催支援事業（スポーツ振興課） 6,500千円

生涯スポーツ・生涯学習のより一層の振興と、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上を目的とし開催する全国レクリエーション大会の兵庫県開催を支援する。

- ・ 開催日 令和4年9月17日（土）～19日（月・祝）
- ・ 場所 姫路市、神戸市、西宮市、明石市、宝塚市を予定

(9) 関西マスターズゲームズ in HYOGOの開催事業（スポーツ振興課） 6,265千円

ワールドマスターズゲームズ2021関西を機に醸成してきたスポーツ機運を継続し、さらにすそ野を広げるため関西マスターズゲームズを開催する。

① 総合開会式の実施

- ・ 開催日 令和4年5月28日（土）
- ・ 場所 ブルボンビーンズドーム（予定）

② 県民ふれあい大会の開催

- ・ 開催日 令和4年11月20日（日）
- ・ 場所 しあわせの村（予定）
- ・ 種目 ペタンク等 計46種目

③ 競技別大会「関西マスターズゲームズ」の開催

- ・ 時期 令和4年4月～令和5年3月
- ・ 場所 県内各市町
- ・ 種目 グラウンド・ゴルフ等 計46種目（予定）

WMG2021 推進課

1 ワールドマスタースゲームズの開催準備(4,964千円)

再延期となったワールドマスタースゲームズ(WMG)について、既存の競技大会に「WMG」の冠を付けて開催するなど、引き続き大会機運の維持や醸成に取り組む。

■「ワールドマスタースゲームズ関西」の概要

- (1) 主催 (公財) ワールドマスタースゲームズ2021関西組織委員会
- (2) 共催 (公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本パラスポーツ協会
- (3) 開催時期 2026年5月(日程調整中)
- (4) 開催場所 兵庫県を含む関西地域
- (5) 開催競技 公式競技35競技59種目(うち兵庫県開催11競技15種目)
- (6) 参加者 目標5万人(国内3万人、国外2万人)(概ね30歳以上)



[大会マスコット スフラ]

体育保健課

○ 体育・スポーツ活動の推進

1 基礎体力づくりの推進

(1) 「体力アップひょうご」サポート事業の実施 (5,196千円)

小学生の体力・運動能力の向上に取り組むため、地域の指導者等を活用し、運動への興味・関心を高め、運動習慣の定着等に繋げるとともに、県内児童生徒の体力・運動能力の調査・分析を実施する。

- ① 体力アップサポート専門家会議の設置 (年3回)
- ② 体力アップサポーターの派遣
派遣校数：約60校
- ③ 「体力アップスクール表彰」の実施
体力向上に積極的に取り組み、成果を上げた公立小・中学校を表彰
- ④ 兵庫県体力・運動能力調査 (公立小・中・高等学校) の実施

2 学校体育の指導

学習指導要領の趣旨の徹底と指導方法の研究を深め、心身ともにたくましく、活力ある生徒を育成するため、年次計画により県立学校を訪問し、学校体育の実態把握と学校指導の充実を図る。

また、各種講習会を開催し、指導力の向上を図る。

(1) 県立学校訪問指導の実施

対 象：30校

実施時期：令和4年5月～11月

(2) 学校体育に関する講習会、協議会の開催

名 称	実施時期	場 所	対 象
県立学校体育主任会	5月12日	兵庫県民会館	県立学校体育主任
市町組合教育委員会学校体育担当者等連絡協議会	5月17日	兵庫県民会館	市町組合教育委員会担当者等
学校体育実技(武道)認定講習会	8月3日～4日	県立武道館	(柔道)
	8月8日～10日	県立武道館	(剣道)
学校体育実技ダンス講習会	8月3日～4日	県立武道館	(ダンス)
学校体育実技指導者講習会	8月18日～19日	神戸常盤アリーナ	幼・小・中・高・特支 保健体育担当教員

(3) 幼稚園・小学校教員体育実技指導力向上事業

幼稚園教員及び小学校教員を対象にした体育実技講習会を実施し、指導内容及び指導方法の研修を行い、指導力の向上を図る。

実施時期：令和4年6月～12月

場 所：県内5ブロック単位

(4) 武道・ダンス指導者の養成等指導力の向上 (3,092 千円)

中学校教員を対象にした武道・ダンスの実技講習会を実施し、指導力の更なる向上を図る。

実施時期：令和4年8月上旬～8月中旬

場 所：県立武道館

(5) 第60回兵庫県学校体育研究発表大会の開催

学校体育の実践発表を通して、県内各地区、各校種間の交流と連携を図ることにより、教職員の資質向上と体育・保健体育指導の理解を深める。

実施時期：令和5年2月2日

場 所：兵庫県民会館ほか

3 運動部活動等への支援

部活動指導員配置事業 (44,819 千円)

(1) 県立学校部活動指導員配置事業 (14,577 千円)

県立学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員を配置する。

○ 配置校数：県立学校 55 校

(2) 中学校部活動指導員配置事業 (30,242 千円)

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている市町組合教育委員会を対象に、令和2年度より会計年度任用職員となる部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2に該当する者）の配置に係る経費の一部を補助することで、顧問の支援を行うとともに、公立中学校における指導体制の充実を推進し、部活動の質的な向上を図る。

【部活動指導員の配置】

○ 補助要件

- ・事業主体は、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守した「運動部活動の指針」を策定していること。
- ・事業主体は、文化庁策定の「文化部部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守した「文化部活動の指針」を策定していること。
- ・当該学校において、上記の指針に則った部活動運営がなされること。
- ・事業主体は、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための計画」の策定に向けた検討組織を設置し、その後、同計画を策定すること。また、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制を整える取組には、部活動数の適正化（複数の学校による合同部活動の実施や学校規模等に伴う部活動数の減等の取組）等も含む。
- ・当該学校における教員の勤務時間（特に部活動指導従事時間）を客観的に把握して報告すること。
- ・部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと。

- ・大会等の引率を部活動指導員が行う場合、原則、単独で引率を行うこと。（生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りではない。）
- ・部活動指導員が担当する部活動においては、部活動指導員が顧問を担うことが望ましいこと。
- 補助対象経費
 - ・報酬等の補助上限額は1,600円/時間（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）とする。
 - ・期末手当は会計年度任用職員に支給するものに限る。また、週当たり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限る。
 - ・交通費は通勤手当相当が対象であり、大会引率等に係る出張旅費等は対象外とする。なお、交通費を補助対象とする場合、事業主体が人材バンクの立ち上げまたは計画作成を実施し、かつ交通手段は車のみ対象で真に車での通勤がやむ得ない場合に限るものとする。
- 補助割合
 - ・国1/3、県1/3、市町1/3
 - ・補助金交付要綱に基づいて、国の補助金認定額を補助する。
- 補助期間
 - ・上記のガイドラインの趣旨を定着させるため、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る。

(3) 中学校運動部活動の地域移行検討事業（3,800千円）

国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を踏まえ、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を円滑に行うため、拠点校（地域）を指定し、実践研究を行う。

① 拠点校（地域）でのモデル事業

配置市町：2市町（都市部、郡部各1校）

補助経費：1市町 140万円を予定（報償費・旅費等）

業務内容：地域スポーツ活動を実施する拠点校（地域）を指定し、地域の特性に応じた運営主体となる団体の体制整備を整え、課題を検証する。

② 運動部活動専門家会議の開催

内 容：指導を担う地域人材の確保、運営団体の確保、費用負担のあり方検討 等

回 数：年3回

構 成 員：学識経験者、拠点校（地域）関係者等

③ 実践報告会の開催（年1回）

内 容：拠点校での実践発表

④ 市町説明会の開催（県内5地域）

(4) 県立高等学校運動部指導者表彰

運動部活動の強化と活性化を図るため、運動部の振興発展に功績が顕著な指導者を表彰する。

対 象：全国高等学校総合体育大会や全国高等学校選抜大会等に初出場及び著しく功績のあった運動部活動の指導者

実施時期：令和5年3月

(5) 総合体育大会の開催支援 (5,182 千円)

各種大会を援助し、スポーツの振興と競技力の向上を図る。

【大会等一覧】

名 称	実施時期	場 所
県中学校総合体育大会	7月21日～7月30日	神戸・淡路地区他
県高等学校総合体育大会	6月3日～6月5日	県内各地
全国中学校体育大会	8月17日～8月25日	北海道・東北ブロック
全国高等学校総合体育大会	7月23日～8月23日	四国ブロック他

○ 児童生徒等の健康教育・安全教育の充実

1 保健管理・保健指導の推進

社会環境の変化に伴い、健康問題等も多様化し、その対応には一層の配慮が必要とされる。そこで、学校保健安全法に基づく幼児・児童生徒の保健管理や保健指導を徹底させるため、保健部長・養護教諭・学校医等を対象とした研修会・講習会を開催し、その資質や指導力の向上に努める。

一方、児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断を実施し、実態把握に努め、適正な管理・指導を推進する。

(1) 県立学校訪問指導の実施

対 象：約 30 校

実施時期：令和 4 年 5 月～11 月

目 的：学校保健の実態を把握し、保健安全指導の充実を図る。

(2) 保健に関する講習会、研修会等の開催

名 称	実施時期	場 所	対 象
兵庫県学校保健主事・担当者研究協議大会	8 月 22 日	神戸市総合教育センター	小・中・高・特別支援学校保健主事・学校保健担当者
兵庫県学校保健研究協議大会	10 月 27 日	相生市文化会館	学校保健・食育担当者
養護教諭研修会	4 月～3 月	県内各地	小・中・高・特別支援学校養護教諭
薬物乱用防止教室講習会	7 月～12 月	神戸市（予定）	小・中・高・特別支援学校薬物乱用防止教育担当者等
性に関する指導・エイズ教育研修会	10 月 5 日	兵庫県民会館 けんみんホール	小・中・高・特別支援学校性教育担当者等
健康教育研修会	10 月 5 日	兵庫県民会館 けんみんホール	小・中・高・特別支援学校管理職、教職員等
学校歯科保健研修会	9 月～3 月	県内 3 会場	学校歯科医
学校医研修会	9 月～3 月	県内 3 会場	学校医・学校保健担当者

(3) 児童生徒等の健康診断の実施（53,169 千円）

児童生徒等の健康の保持増進を図るため、各学校において毎年 4 月～6 月の間に実施する。

(4) 学校健康教育強化事業（924 千円）

① 学校における現代的な健康問題の解決

アレルギー疾患や心の問題などの児童生徒の心身の健康課題に対応するため、教職員の資質向上等に取り組む。

・ 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの周知徹底 等

② 薬物乱用防止教育の推進

学校における薬物乱用防止の教育を推進するため、講師となる教職員等の資質向上を図るとともに、すべての中学校・高等学校で薬物乱用防止教室を実施する。

- ・ 薬物乱用防止教室の実施
内 容：薬物乱用の実態や学校における薬物乱用防止教育 等

③ スクールヘルスリーダーの派遣

心身の健康問題について、特別な配慮や医療機関との連携を必要とする子どもの増加に対応するため、経験豊かな退職養護教諭を「スクールヘルスリーダー」として学校へ派遣する。

- ・ スクールヘルスリーダー（退職養護教諭）の派遣
派遣人数：7人（希望する県立学校、小・中学校）
内 容：保健室登校など個別対応が求められる子どもへの対応方法等の助言や関係機関等とのコーディネート 等
- ・ スクールヘルスリーダー協議会の開催（年2回）

(5) がん教育総合支援事業（1,000千円）

学校教育全体の中でがん教育を実施するため、指導内容や学校での取組について検討する。

① がん教育に関する協議会の開催

- 構 成：学識経験者、医師会代表、学校保健会関係者、県行政関係者
- 内 容：がん教育の計画及び指導、モデル校の取組検証及び次年度計画への反映

② 学校保健関係者に対する研修会の開催

③ モデル校の設置

- 対 象：6校（小・中・高等学校各2校）
- 内 容：専門家等による講演会、生徒意識調査 等

2 安全教育の推進

交通安全、防犯等に関する指導力の向上を図るとともに、校舎内外の施設・設備・通学路等の安全点検を徹底し、学校管理下における事故防止に努める。

(1) 学校安全総合支援事業（3,003千円）

児童生徒に安全に対する知識や能力を身につけさせるため、防犯・交通安全などの安全教育に取り組む。

① 学校安全推進のための取組の支援

- 実施箇所：市町立小・中・特別支援学校3校及び県立学校3校
- 内 容：学校安全に関する科学技術等を活用した取組を支援
学校安全への専門的指導・助言を行うアドバイザーの派遣支援 等

② 研究成果発表会の開催

- 実施回数：各推進校1回
- 内 容：学校安全推進に関わる取組の成果発表

③ 学校安全対策合同会議の開催（年2回）

- 内 容：学校安全推進校の取組を県下へ情報共有し、意見交換・協議 等

④ 学校安全教室講習会の開催（年2回）

- 内 容：通学路を含む学校での防犯・交通安全・防災への意識向上

3 学校における食育の推進と学校給食の普及充実

学校教育活動全体で取り組む食育を実践するため、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」を基本に「食育ハンドブック」や「ひょうごの食べ物資料集」等を活用し、食育を推進する方向性や手法、具体例を示すための研修会を開催するなど、県学校給食・食育支援センター等とも連携しながら、全ての学校でのより充実した食育の推進を図る。

また、食事内容の多様化と望ましい食習慣の形成に配慮した学校給食の充実に努める。

(1) 学校教育活動全体で行う食育の推進（754千円）

① 食育実践推進に関する有識者会議の開催（年3回）

教育活動全体を通じて行う食育実践方法の検討・周知 等

構成：学識経験者、学校関係者 等

② 学校給食衛生管理推進研修事業

学校における食育の「生きた教材」としての学校給食を充実させるため、学校給食調理従事者及び栄養教諭等の資質向上を目的とした研修会を実施する。

実施時期：令和4年7～8月

場 所：阪神/丹波地区・播磨東地区・播磨西地区・但馬地区・淡路地区

③ 高等学校「食に関する指導」推進事業

高等学校における食育の普及や内容の充実に努めるため、「高等学校の食に関する指導の手引き」を使用し、県立高等学校教職員を対象とした研修会を実施する。

(2) 栄養教諭実務研修会の開催

栄養教諭及び学校栄養職員を対象に専門的知識の深化を図るとともに、食に関する指導の実践力を身に付けることにより、資質の向上と学校における食育の推進を図る。

実施時期：令和4年11月

場 所：神戸市

(3) 学校給食の指導及び調査

学校給食の実態を把握するとともに、学校給食の充実に努める。

学校給食施設の衛生管理等に関する状況調査を行うとともに、衛生管理の徹底が図られるよう改善指導を行う。（文部科学省「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」）

(4) 県学校給食・食育支援センター（県体育協会）との連携

学校給食の普及充実及び、食育推進に関する事業の連携を行う。

(5) 米飯給食・地場産物活用の推進

週当たりの米飯回数において、全ての市町が3回以上となることを目標に米飯給食を推進するとともに、学校給食における地場産物の活用を推進する。

○ 体育施設の整備及び管理運営（643,436千円）

青少年をはじめ広く県民の心身の健全な発達と健康で文化的な生活の向上に寄与するため、県民の体力づくりの場として、手軽に利用できる健康増進のための施設を運営し、その整備を図る。

また、市町における体育施設の整備促進を図るため、国の学校施設環境改善交付金の調整を行う。

（参考）所管施設一覧表

名 称	所在地 (電 話)	施 設 の 概 要	宿泊定員	休館日	指 定 管 理 者 (指定管理期間)
県立総合体育館	西宮市鳴尾浜1-16-8 (0798-43-1143)	大・中・小体育室、格技室、トレーニング室、宿泊室、研修室、ランニングデッキ	人 400	年末年始、 月曜休館 (繁忙期は開館)	ひょうごスポーツ ライフグループ (R2～6)
県立文化体育館 (神戸常盤アリーナ)	神戸市長田区蓮池町 1-1 (078-631-1701)	多目的ホール、小ホール、 研修室・会議室、トレー ニング室、プール、体育室	—	年末年始、 第1月曜休館	兵庫県立文化体育館 ファシリティ共同体 (R3～7) 【ネーミングライツ 実施施設】 学校法人玉田学園 (R2～4)
県立海洋体育館	芦屋市浜風町30-2 (0797-32-2255)	管理棟、艇庫(2)、陸置 場、貸出用ヨット・カ ヌー・ボート	—	年末年始、 月曜休館 (繁忙期は開館)	(公財)兵庫県体育協会 (R2～6)
県立円山川公苑	豊岡市小島1163 (0796-28-3085)	美術館、会議室、プール兼 スケート場、貸出用ボ ート、芝生広場	—	年末年始、 月曜休館 (繁忙期は開館)	兵庫県体育協会 円山川公苑グループ (R3～7)
県立奥猪名健康の郷	川辺郡猪名川町杉生 字奥山1-22 (072-769-0485)	管理棟、体育館、ロッジ (5)、テニスコート(2)、 フィールドアスレチック、 イベント広場	182	年中無休	奥猪名みらい 創造プロジェクト (R3～7)
県立武道館	姫路市西延末504 (079-292-8210)	第1道場、第2道場、展 示・情報コーナー、トレー ニングルーム、研修室	—	年末年始、 月曜休館 (繁忙期は開館)	兵庫県体育協会 武道館グループ (R3～7)
県立兔和野高原 野外教育センター	美方郡香美町村岡区 宿791-1 (0796-94-0211)	管理棟、宿泊棟(184人定 員)、体育館、食堂・浴室棟、 野外学習棟、運動広場、キャ ンプ場(第1～第4) 木の殿堂、自然とのふれあ いの森	644	年末年始休館 (木の殿堂は 月曜休館)	香美町 (R4)
県立弓道場	明石市明石公園1-27 (078-913-0501)	近的10人立・遠的6人立射 場兼管理棟、あづち、矢取 道、会議室	—	年末年始、 月曜休館	(公財)兵庫県体育協会 (R3～7)
県立神戸西テニスコート	神戸市西区玉津町森 友7-1 (078-924-4544)	テニスコート(7)、クラブ ハウス	—	年末年始、 第1火曜休館	(株)ITC (R3～7)

※指定管理期間がR4～の施設の指定管理者については、候補者として選定した段階

ユニバーサル推進課

1 障害者のスポーツ活動等の推進

障害者スポーツの振興

兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の実施等により、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者の社会参加と県民の障害者への理解を促進する。

- (1) 第16回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催 (5,023千円)
 <令和4年度開催計画>

開催日	競技	対象	会場
4月30日(土)	陸上、フライングディスク	車いす	ユニバー記念競技場
5月13日(金)	バレーボール	精	県立障害者スポーツ交流館
5月14日(土)	バスケットボール バレーボール	知	県立障害者スポーツ交流館
5月15日(日)	水泳	身・知	三木山総合公園屋内プール
5月21日(土)	ボッチャ	身	県立障害者スポーツ交流館
5月22日(日)	ボウリング	知	神戸六甲ポウル
5月27日(金)	サウンドテーブルテニス	視	県立障害者スポーツ交流館
5月29日(日)	陸上競技	身・知	県立三木総合防災公園
	フライングディスク	身・知・精	
	ソフトボール	知	
	サッカー	知	
6月3日(金)	卓球	精	県立障害者スポーツ交流館
6月4日(土)	卓球	身・知	県立障害者スポーツ交流館

- (2) 第22回全国障害者スポーツ大会への選手派遣・育成 (19,298千円)

栃木県で開催される第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」に兵庫県選手団を派遣するとともに、派遣選手の競技力向上のため、育成強化を図る。

<大会期間> 令和4年10月29日(土)～31日(月) 3日間

<開催場所> 栃木県宇都宮市 ほか

<派遣人数> 約170人(予定) 選手 約100人/コーチ・介護人 約70人

- (3) 兵庫車いすロードレース(仮称)開催事業 (1,009千円)

県立公園等を使用し、10kmの車いすロードレース及び障害の有無に関わらず参加できるユニバーサルリレーを開催する。

<開催日・場所> 未定

- (4) 「パラスポーツ拡大推進プロジェクト」の実施 (32,717千円)
 障害の有無に関わらず、すべての人が参画し、ともに競技ができるスポーツの振興を推進し、障害のある方の社会参加促進とともに、パラアスリートの育成を図る。
- ア パラスポーツ普及推進事業
 ・パラスポーツ出前講座の実施
 ・パラスポーツ体験会の実施 (スポーツ経験のない障害児対象)
- イ パラアスリート発掘・育成事業
 ・マルチサポート事業(専門的技術指導や栄養学講座など、多面的な支援を実施)
- ウ パラスポーツ実施環境の整備事業
 ・競技団体運営・設立支援
 ・障害者スポーツ推進拠点整備
- (5) 県立障害者スポーツ交流館等の運営 (33,809千円)
 障害者スポーツの振興拠点として「県立障害者スポーツ交流館」及び「ふれあいスポーツ交流館」を運営する。
- ア 県立障害者スポーツ交流館
 <設置場所> 県立総合リハビリテーションセンター内
 <施設内容> 体育室(バスケットコート2面)、トレーニングルーム
 更衣室、屋内駐車場
- イ ふれあいスポーツ交流館
 <設置場所> 県立西播磨総合リハビリテーションセンター内
 <施設内容> 体育室、温水プール、トレーニングルーム、更衣室
- ※ ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)の整備については、民間等導入の可否を含めた整備・運営の手法、財政状況を踏まえた整備時期について検討
- (6) 「はばタンスポーツ基金」事業の実施 (2,100千円)
 のじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会を記念して造成された「はばタンスポーツ基金」の運用収入を活用し、県内各地で開催される障害者スポーツイベントへの支援を実施する。
- (7) 「スペシャルオリンピックス支援・ひょうごトーチラン」の実施 (500千円)
 スペシャルオリンピックスへの理解促進と、障害者支援のための人材育成、兵庫県から全国大会に出場する選手の応援等を目的として、トーチラン開催を支援する。
- (8) 障害者アスリート支援事業(ふるさとひょうご寄附金活用)の実施 (1,500千円)
 県立スポーツ施設等に設置する障害者スポーツ用具の購入や、将来のトップアスリートをめざす若年障害者の用具購入の支援を行う。

[審議事項] 令和4年度スポーツ振興団体に交付する補助金について

[根拠] スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

兵庫県スポーツ推進審議会条例（平成23年10月7日条例第41号）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(2) 法第35条の規定によるスポーツ団体に対する補助金の交付に関する事項

(千円)

	スポーツ振興団体名	事業名・事業概要	補助率	R3補助金額	R4補助金額	増減額	所管課
1	公益財団法人兵庫県体育協会	<p>公益財団法人兵庫県体育協会運営費補助</p> <p>県民の体力の向上、児童・生徒の健全な発育及びスポーツ精神の高揚を図り、もって本県スポーツの振興、健康の増進、文化の高揚及び福祉の増進に寄与することを目的とする当該協会に対し、運営費の一部を補助する。</p>	定額	47,699	46,581	△1,118	体育保健課
2	公益財団法人兵庫県体育協会	<p>競技スポーツ振興事業</p> <p>第2期兵庫県スポーツ推進計画の基本理念のもと、県内スポーツ団体(プロスポーツ団体等)の有する人的財産(トップアスリートやトップコーチ等)を活用して国体選手等の競技力強化を図るほか、子どもの運動・スポーツが好きになる機会の創出を推進し、競技者のすそ野拡大を図ることによって中・長期的な競技力向上に取り組み、次世代を担うジュニアアスリートを育成し、トップアスリート層の拡大を図る。</p> <p>また、競技団体の提案型による選手の発掘から育成・強化に対して補助することで、次回開催のオリンピックで活躍できる兵庫ゆかりのトップアスリートの輩出をめざす。</p>	定額	225,761	203,185	△22,576	スポーツ振興課

(次頁へ)

	スポーツ 振興団体名	事業名・事業概要	補助 率	R3 補助 金額	R4 補助 金額	増減額	所管課
3	公益財団法人 兵庫県体育協 会	<p>国民体育大会兵庫県選手団派遣事業</p> <p>国民体育大会の近畿地区の予選会である近畿ブロック大会と本大会に出場する監督・選手派遣費等を補助することにより、本県選手団の活躍を促進し、本県におけるスポーツ振興に大きく寄与することを目的とする。</p> <p>【国民体育大会】栃木県 (冬季) 栃木県・秋田県</p> <p>①第77回本大会 (令和4年10月1日～10月11日)</p> <p>②特別国民体育大会冬季大会 (ホクト・71ホール・ホクト; 令和4年1月～2月)</p>	定額	39,113	50,655	11,542	スポーツ 振興課
4	公益財団法人 兵庫県体育協 会加盟団体等	<p>スポーツ大会招致事業（「はばタンスポーツ基金」活用事業）</p> <p>「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」の余剰金により創設した「はばタンスポーツ基金」の運用収入を活用し、全国規模の大会を誘致することにより、本県選手の競技力向上に資するとともに、県民に質の高い競技を観戦する機会を提供する。</p> <p>・助成対象 本県競技団体（公財）兵庫県体育協会及びJSP0、JOCに加盟する団体が主催または主管する国際大会や全国規模の競技大会等 (アーバンスポーツを新たに助成対象とする)</p>	定額	6,000	6,000	0	スポーツ 振興課
5	ひょうご女性 スポーツの会	<p>「ひょうご女性スポーツの会」運営費補助</p> <p>「女性のスポーツ環境の向上、女性スポーツ人口の増加を目指し、ひょうご女性スポーツの会の活動を支援</p> <p>①総会・総合開会式の開催 ②競技別大会の実施 ③研修会の実施</p>	定額	5,000	4,500	△500	スポーツ 振興課
計				323,573	310,921	△12,652	